

【薬剤師】薬剤師登録済証明書について

登録済証明書が厚生労働省に返送され未達となり再送を希望する場合

- 以下の2点を封筒に入れて送付先にお送りください

【送付先】〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬局総務課試験免許係

※封筒の表に「薬剤師登録済証明書再送願」と記入する
裏に差出人の住所、氏名を記入する

封筒に入れるもの

- ハガキが入る大きさの返信用封筒・・・宛名は確実に受取可能な住所、受取人の氏名を記入する
必ず所定の切手を貼付する
速達を希望する場合は、追加で所定の切手を
貼付し「速達」と朱書きすること
- メモ書き・・・・・・・・登録番号（新規申請の場合は合格証書番号）、本籍地、氏名、生年月日、
電話番号

申請時に登録済証明書の依頼を忘れてしまった方

※名簿訂正の場合、書換交付を同時に申請していない場合は、登録済証明書の発行はできません

- 以下の2点を封筒に入れて送付先にお送りください

【送付先】〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬局総務課試験免許係

※封筒の表に「薬剤師登録済証明書願」と記入する
裏に差出人の住所、氏名を記入する

封筒に入れるもの

- 返信用ハガキ・・・宛名は確実に受取可能な住所、受取人の氏名を記入する
必ず所定の切手を貼付する
速達を希望する場合は、追加で所定の切手を貼付し「速達」と朱書きすること
※裏面は白紙のまま
- メモ書き・・・・・・・・登録番号（新規申請の場合は合格証書番号）、本籍地、氏名、生年月日、
電話番号、いつ頃何県の保健所に申請したか

照会先

厚生労働省 医薬局総務課試験免許係

03-5253-1111（内線 2715）